

2019年度 安全報告書

<作成基準>

本安全報告書は、航空法第111条の6及び同法施行規則221条の6に基づき作成し公表しております。

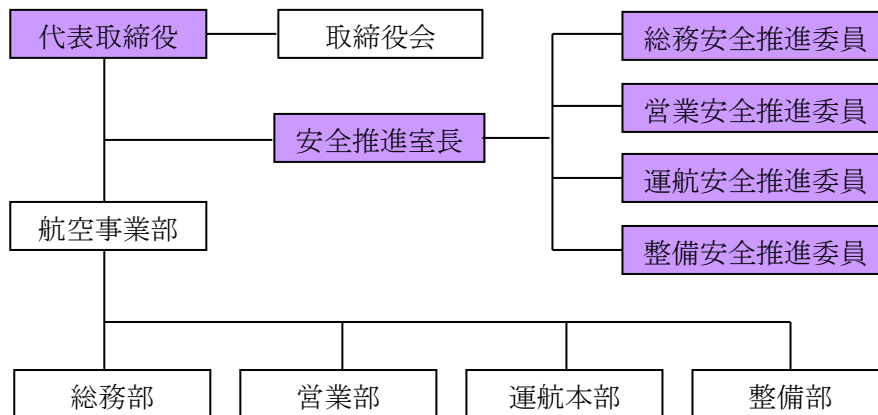
1. 輸送の安全を確保するための事業運営の基本方針

安全方針

- (1) 『安全は、全てに優先する』ものである。
- (2) 『安全は、全員の責務』であり、関係法令・規定等を遵守する。
- (3) 『安全は、与えられるものでなく日々の努力により獲得する』べく追及し続けるものである

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理体制

(1) 会社及び安全組織



(2) 安全確保に関する組織の機能と役割

社長

1. 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を徹底させる。
2. 安全方針を設定し、安全管理体制が適切で有効的に機能するために見直しを
と改善を行う。
3. 安全統括管理者の選任および解任をする。なお適任者が選任できない場合は
社長が兼務する。
4. 重大な事故等への対応を実施する。
5. 安全施策・安全投資に係る安全統括管理者の意見を尊重する。
6. 安全管理体制に必要な経営資源の確保と配分を行う。

安全統括管理者

1. 安全管理の取組みの統括管理者として社内の安全活動の監視と継続的な安全
管理体制の改善を行う。
2. 安全推進室長の選任および解任をする。
3. 安全に関する重要事項と安全推進室の活動について社長への報告と提言を行
う。
4. 安全推進室および各組織への安全に関する助言、勧告、援助を行う。
5. 安全風土、安全文化の構築及び定着の実現に努める。

安全推進室長

1. 会社が定める「安全推進室運営規則」により安全推進室を運営する。
2. 安全統括管理者が不在時は必要に応じて代行を行う。
3. 安全推進委員の選任と解任をする。
4. 安全管理体制が職場で有効に機能しているか監視し必要な勧告を行うと共に改善の必要性について安全統括管理者への提言又は報告を行う。
5. 安全重点施策の進捗状況および是正措置及び要望措置の実施状況を把握する。
6. 関係法令等の遵守と安全再優先の原則を社員に徹底させる。
7. 情報伝達及びコミュニケーションの確保を行う。

安全推進委員

1. 関係法令・各規程、各種業務規則の遵守および安全方針、安全情報の周知徹底と実現の動機付けおよび職場での反映状況を把握し必要に応じた指導を行う。
2. 職場での問題、改善事項をとりまとめ安全推進室へ提言または報告を行う。
3. 安全推進室の運営サポートと運営状況について職員へ伝達する。

社員

1. 関係法令・各規程、各種業務規則等の遵守。
2. 職場での不安全要素、問題点について改善提案と解決に向けた取組みを行い管理職または安全推進室へ安全提言または報告を行う。

(3) 組織の人員数

安全推進室	5名
航空機乗組員	15名
整備部員	13名
総務・営業	6名

(4) 運航管理担当者と有資格整備士の数

運航管理担当者	11名
有資格整備士	11名

(5) 運航の支援体制

【航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者の定期訓練及び審査の内容】

国土交通省航空局で定めた『運航規程審査要領（空航第58号）』、『整備規程審査要領（空機第73号）』及び『航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領（国空航第14号及び国空機第48号）』に基づき『運航規程』および『整備規程』を規定し実施しています。

これらの規程については航空局のホームページをご覧ください。

【日常運航における問題点の把握と共有及び現場へのフィードバック体制】

毎朝全体朝礼を実施し当日の運航計画に沿った安全確認を行っています。
また各部門間の安全に関する調整はその都度実施し各部員へ周知徹底を図っております。

(6) 安全に関する社内啓蒙活動の取組み

①航空機乗組員の安全教育会議

1年に4回全乗組員を対象に次の内容について検討協議し安全教育を行なっています。

- ・過去の事故事例について検討
- ・異常運航に関する発表と今後の対策について
- ・体験談及び個人の安全学習についての発表
- ・視聴覚教育
- ・安全提言及び意見交換

②航空安全の日

毎年12月24日は『航空安全の日』として会社全体で社長訓示をはじめ各部の安全活動報告及び安全提言について全体教育会議を行っております。

③年末年始安全総点検の実施

④各安全講習会への参加

(7) 所有機に関する情報

機 種	機 数	座席数	平均年間飛行時間	導入時期	平均機齢
セスナ式 172型	4	4	237:21	1998年	25年
セスナ式 206型	1	6	223:25	1999年	39年
アエロスパシ アル式350型	2	6	78:16	2002年	37年
ロビンソン R44型	6	4	154:56	2000年	14年
ユーロコプタ ー式EC135型	1	7	118:51	2013年	6年

3. 航空法第111条の4に基づく報告に関する事項

法第111条の4に規定する『航空機の正常な運航に支障を及ぼす事態（航空事故、重大インシデント及びその他の安全上のトラブル）』の発生がありました。

(1) 航空事故1件

令和元年7月29日弊社所有機のAS350B型JA9252が茨城県筑西市において墜落しました。この事故に関しまして、令和2年8月27日付で運輸安全委員会より航空事故調査報告書の公表がなされております。

この報告書を受け、弊社としまして以下の再発防止策を講ずることといたし

ましたのでご報告させていただきます。

再発防止策

組織に関する事項

1. 薬剤散布における安全教育が不十分
 - ・送電線付近での飛行は送電線の平行飛行（薬散布実施要領書）を厳守する。
（薬剤散布実施要領書 4-(3)-c-⑨）横切らない(平衡以外に該当)
（薬剤散布実施要領書 6-(5)）送電線付近の散布
 - ・来年度は、散布区域の見直しを図る。長年散布が行われている箇所でも飛行不適地ではないかと思われる個所は、同業他社とも検討し不適地と判断された場合、散布作業の不可能な場所として散布計画に組み入れない。
2. 次期薬剤散布実施前には、運航乗務員への安全教育（送電線付近の飛行要領、危険標識の設置位置等）を行い、効果測定を実施した後散布飛行を実施する。
3. 必要な再発防止策が確定するまでは、薬剤散布作業を自粛する。
（令和2年度農林航空事業安全対策について会議実施：令和2年5月4日）

乗員に関する事項

1. 太陽方向に近い、太陽に向かっての飛行
 - ・太陽に向かっての飛行禁止を徹底する。飛行の計画段階で、散布順序の計画変更があっても太陽方向に近い飛行をする事は、逆光になり送電線等障害物の視認が困難になり、衝突事故になりうる事を十二分に理解させる。（太陽に向かわない計画、送電線に平行になる計画）
（薬剤散布実施要領書 4-(3)-c-⑤）太陽に向かっての飛行は避けること。）
2. 送電線付近での散布時の飛行方法が散布実施要領からの逸脱
（薬剤散布実施要領書 4-(3)-d-⑨）横切らない(平衡以外に該当)
（薬剤散布実施要領書 6-(4) 障害物付近の散布 A B)
 - ・送電線付近での飛行は送電線から、ローター直径2倍（10.69m x 2）離れて平行飛行（薬剤を低速でダウンウォッシュで流し込む散布）を行い、薬剤散布実施要領書に定める送電線付近の散布を遵守する。
3. 機体重量、出力を要す可能性のある場所（送電線交叉地区）での作業
 - ・送電線付近への飛行は、薬剤は1/4の軽い状態での飛行薬剤 100 kgの軽い状態での散布飛行する事（回避できやすい重量）を遵守する。
（満載 420 kgで約4分間の吐出ができるので、1分約 100 kgの計算、及び薬剤搭載量表示灯、ブザー音で確認）
（薬剤散布実施要領書 4-(3)-d-⑧）送電線交叉地区は軽量な状態で速力を減少して行う）
※要領化（令和元年11月14日 規程済）
軽量な状態とは、薬剤は1/4の軽い状態で、薬剤 100 kgの軽い状態での散布飛行する事（回避できやすい重量）を遵守する。
（満載 420 kgで約4分間の吐出ができるので、1分約 100 kgの計算、及び薬剤搭載量表示灯、ブザー音で確認）

今後は、全社員一丸となって無事故に向けた運航を目指してまいります。

4. 安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置

- (1) 航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置はありませんでした。
- (2) 国から受けた事業改善命令、厳重注意その他の文書による行政処分又は行政指導はありませんでした。

(3) 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況、トラブル発生状況を踏まえた本年度における輸送の安全の状況『本年度における輸送の安全上に対するトラブルの発生はなく、航空局指示に基づく安全総点検においても不安全事項はありませんでした。』

(4) 令和2年度の安全目標

①会社全体目標

安全確保は事業活動の基盤であり全てに優先する。

正確な情報の収集・伝達・共有を図り定められたルールに従い業務を遂行し安全性の継続的な改善に取り組む。

②安全に関する具体的な取組み

- ・航空機乗組員の飛行前後のアルコールチェックの確実な実施。
- ・航空機乗組員の安全教育の実施。
- ・『航空安全の日(12/24)』に会社全体で安全意識の高揚を図る。
- ・安全会議を実施し不安全要素の抽出及び対策等を図る。
- ・安全関連掲示物による安全意識の高揚を図る。
- ・毎週月曜日全従業員による安全方針の唱和。
- ・内部監査の徹底と部外による安全点検の実施。
- ・毎月1日を安全点検日とし、点検結果を朝礼時に発表する。
- ・ヒヤリハット報告を、最低、操縦士、整備士数にて、提出を促す。